

高齢者の医療

医療費の自己負担

70歳以上の高齢者は医療費にかかる自己負担割合が現役並所得者(※)は3割で、一般および低所得者は2割となります。入院した場合は食費の負担(療養病床に入院した場合は居住費も負担)があります。(「入院時食

※「現役並所得者」とは、標準報酬月額28万円以上の方が該当します。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円未満、単身世帯で383万円未満の場合は、健康保険組合への申請により「一般」扱いとなります。

事・生活療養費」P.54を参照)

なお、70～74歳の高齢者は、受診の際、「高齢受給者証」の提示が必要となります。

自己負担限度額

70歳以上の高齢者も医療費の自己負担には限度額があり、限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。なお、入院や外来の場合は、病院で

の支払いが自己負担限度額までで済みますが、世帯合算した額が自己負担限度額を超える場合は、後から払い戻し(「償還払い」といいます。)を受けます。

■ 70歳以上の自己負担限度額

	一部負担	世帯ごと	
		外来	
標準報酬月額 83万円以上	3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%〔140,100円〕	
標準報酬月額 53万円以上～83万円未満		167,400円+ (医療費-558,000円)×1%〔93,000円〕	
標準報酬月額 28万円以上～53万円未満		80,100円+ (医療費-267,000円)×1%〔44,400円〕	
一般	2割	18,000円 (年間<8月～7月>上限144,000円)	57,600円 (44,400円)
市町村民税 非課税者		8,000円	24,600円
所得が一定基準に満たない場合等		8,000円	15,000円

※内は多数該当の場合で、12か月間に3か月以上高額療養費に該当した場合、4か月目以降は多数該当として、自己負担限度額が引き下げられます。

高額医療・高額介護合算制度

医療と介護を合わせた自己負担が高額になった場合、負担の軽減のための限度額が設けられています。(高額介護合算療養費の支給)

高額介護合算療養費は健康保険と介護保険のそれぞれの制度から、患者・利用者の負担額に応じて支給されます。

■ 自己負担限度額(年額)

標準報酬月額	区分	70歳未満の人がいる世帯	70歳以上75歳未満の人がいる世帯	75歳以上の世帯
83万円以上	ア	212万円		
53万以上～83万円未満	イ	141万円		
28万以上～53万円未満	ウ	67万円		
28万円未満	エ	60万円	56万円	